

# 令和8年7月請求分より水道料金が変わります

## なぜ水道料金を改定するの？


安心して水道水を使用するには老朽化が進む水道施設の更新や耐震化など多くの費用が必要となります。その一方で、佐賀西部広域水道企業団では、人口減少などの影響から水道料金収入は減少し、『**入ってくるお金 < 出ていくお金**』という状況に直面しており、現在の水道料金のままでは水道事業を安定して行うことが難しいため、令和8年7月請求分（4、5月使用分）から料金が改定されることとなりました。市民の皆さまにはご負担をおかけすることになりますが、将来にわたり安心して水道をご利用いただくため、ご理解、ご協力をお願いいたします。

## 料金はどう変わるの？

今回の料金改定より「口径別料金体系（水道メーターの口径の大きさで料金を区分）」が導入されています。改定後の料金体系は下記の通りです。表内の（ ）は令和8、9年度に負担軽減のため適用される料金です。

口径 (mm)	基本料金 (円/月)	従量料金 (円/m <sup>3</sup> )					
		1~5m <sup>3</sup>	6~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~30m <sup>3</sup>	31~100m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> 以上
13	1,140円 (960円)	0円	230円 (190円)	290円 (280円)	305円 (290円)	350円	210円
20	2,610円 (1,910円)						
25	3,870円	290円 (280円)					
30	5,760円						
40	9,980円						
50	15,710円						
75	37,340円						
100	66,690円						

現料金との比較 ※2か月あたりの料金（税込）・令和8、9年度の場合

口径		13mm	13mm
使用水量		20m <sup>3</sup>	60m <sup>3</sup>
イメージ		単身世帯 	4人世帯 
水道料金	現行料金	3,256円	14,784円
	改定後料金	4,202円	16,742円
	差額	+946円	+1,958円

### 内訳

【基本料金】  
・口径13mm  
960円×2か月=1,920円①

【従量料金】  
(1か月あたり30m<sup>3</sup>に換算して算定)

- ・6~10m<sup>3</sup>  
190円×5m<sup>3</sup>= 950円
- ・11~20m<sup>3</sup>  
280円×10m<sup>3</sup>= 2,800円
- ・21~30m<sup>3</sup>  
290円×10m<sup>3</sup>= 2,900円

計 6,650円  
6,650円×2か月=13,300円②

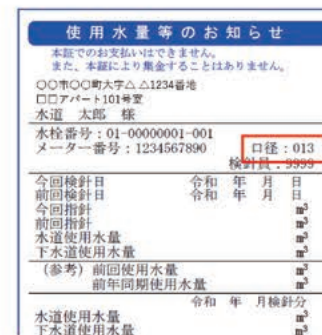
①+②+税  
1,920円+13,300円+1,522円=16,742円

## 水道メーターの口径を減径する際に費用の一部を補助します

市では水道メーターを減径される方を対象に取り替え費用の補助を行っています。ご自宅の口径の確認、補助金の申請をされる方は下記要件を確認の上、申請してください。

### ご自宅の水道メーターの口径を確認するには

検針時にお渡ししている検針お知らせ票の右上に口径の表示があります。(右記写真は口径13mmの検針お知らせ票です)



### 水道メーター取替支援補助金

対象者/①市内で佐賀西部広域水道企業団と上水道の契約をしている方

②市内に建物を所有もしくは管理している方

対象経費/水道メーターの減径工事に要した費用  
※令和8年1月1日以降の工事に限る

補助金額/30,000円  
※費用が30,000円未満の場合はその額

申請期間/12月31日(木)まで



▲詳しくは  
たけおポータル

## 節水のススメ

水道の使用量を少なくできると、水道料金を抑えることにつながります。ぜひご家庭でできることから実践してみてください。

### お風呂、シャワー

シャワーを3分間流しっぱなしにすると約36ℓの水を使います。体を洗っている間などはシャワーを止める習慣をつけましょう。



### トイレ

トイレの「大」レバーと「小」レバーとでは使用水量に差があります。適切に使い分けることで約2ℓ(1回あたり)の節水につながります。



### キッチン

食器の油污れは、洗う前にキッチンペーパー等で拭き取ると、**すすぎの水量が減り**、節水につながります。



## 【水道料金の補助金申請はお済みですか？】

物価高騰に伴う負担軽減を目的として、3月請求分の水道料金について下記に該当される方（事業所含む）に対し、補助金を交付しております。申請期限は5月31日(日)まで(窓口提出・郵送の場合は5月29日(金)必着)となっております。

### ■ 井戸水など使用されている方

補助金額：5,560円  
※上水道を契約していない方が対象となります

### ■ 12月、1月の水道料金が20万円以上の方

補助金額：20万円

### ■ 12月検針の翌日から、2月検針までの間に閉栓された方

補助金額：閉栓時の精算金相当の金額  
※20万円が上限となります

※補助金申請の詳細は  
たけおポータルを  
ご確認ください▶



お問合せ

(水道料金に関すること) 佐賀西部広域水道企業団 料金課 ☎0952-68-2225  
(補助金に関すること) 生活環境課 ☎0954-27-7163